

広島県告示第四百二十一号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、県営東町住宅、県営中之町住宅、県営倉之内住宅、県営七宝住宅、県営明神住宅、県営須波住宅、県営宗郷住宅、県営円一住宅及び県営皆実住宅並びに県営東町住宅駐車場、県営中之町住宅駐車場、県営倉之内住宅駐車場、県営七宝住宅駐車場、県営明神住宅駐車場、県営須波住宅駐車場、県営宗郷住宅駐車場、県営円一住宅駐車場及び県営皆実住宅駐車場の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十三年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

堀田・誠和共同企業体 株式会社堀田組 代表取締役 河本 一志

2 主たる事務所の所在地

尾道市新浜一丁目九番二二号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

代表者

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
代表取締役	河本	政士	代表取締役	河本	一志
堀田・誠和共同企業体		株式会社堀田組	堀田・誠和共同企業体		株式会社堀田組

三 変更年月日

平成二十三年四月一日